

国外支配株主等に係る負債の利子の
損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

法人名 ()

別表十七(一) 平十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

負債・資本比率の計算等							
国外支配株主等に係る利付負債・資本持分の計算	国外支配株主等に対する利付負債に係る平均負債残高(27)の計	1	円	総利付負債・自己資本比率の計算	総利付負債に係る平均負債残高	10	円
	総資産の帳簿価額の平均残高	2			総利付負債・自己資本比率	11	倍
	総負債の帳簿価額の平均残高	3		類似法人の総利付負債・純資産比率の計算	租税特別措置法第66条の5第2項又は第68条の89第2項の適用の有無	12	有・無
	差引金額(2)-(3)	4			類似法人の名称	13	
	資本等の金額又は連結個別資本等の金額	5			類似法人の本店又は主たる事務所の所在地	14	
	自己資本の額((4)と(5)のうち多い金額)	6			類似法人の総利付負債の額	15	円
	直接及び間接保有の株式等の保有割合(28)の計	7	%		類似法人の純資産の額	16	
	国外支配株主等の資本持分(6)×(7)	8	円		類似法人の総利付負債・純資産比率	17	倍
	国外支配株主等に係る利付負債・資本持分比率(1)/(8)	9	倍				
損金不算入額の計算							
当期中に国外支配株主等に支払う負債の利子の額(29)の計	18	円	平均超過負債額	(19) - (20) × (3又は(17))	21	円	
国外支配株主等に対する利付負債に係る平均負債残高(1)	19			(10) - (6) × (3又は(17))	22		
国外支配株主等の資本持分(8)	20		損金不算入額		23		
(18) × (21)と(22)のうち少ない金額(19)							
国外支配株主等の名称等							
名称	24						
本店又は主たる事務所の所在地	25						
特殊の関係の区分	26	第 号該当 (%)	第 号該当 (%)	第 号該当 (%)			
利付負債に係る平均負債残高	27	円	円	円			
直接及び間接に保有される株式等の割合	28	%	%	%			
当期中に支払う負債の利子の額	29	円	円	円			

別表十七(一)の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第66条の5（国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の89（連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。
- 2 「総資産の帳簿価額の平均残高2」には、措置法令第39条の13第5項第1号又は第39条の113第4項第1号（総資産の帳簿価額の平均残高）に規定する総資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
- 3 「総負債の帳簿価額の平均残高3」には、措置法令第39条の13第5項第2号又は第39条の113第4項第2号（総負債の帳簿価額の平均残高）に規定する総負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
- 4 「類似法人の総利付負債・総資産比率の計算」の各欄は、法人が、国外支配株主等の資本持分及び自己資本の額に係る各倍数に代えて、当該法人と同種（外国法人の場合には、当該外国法人の国内事業と同種）の事業を営む内国法人で事業規模その他の状況が類似するものの各事業年度終了の日における総負債（借入金その他利子の支払の基因となるもの）の額の同日における資本金、法定準備金及び剰余金の合計額に対する比率に照らし妥当と認められる倍数を用いる場合に記載します。この場合、その用いる倍数が妥当であることを明らかにする書類その他の資料を保存する必要があります。
- 5 「国外支配株主等の名称等」の各欄には、法人に係る措置法第66条の5第3項又は第68条の89第3項に規定する国外支配株主等が2以上ある場合には、それぞれの国外支配株主等ごとに別行に記載します。
- 6 「特殊の関係の区分26」には、法人と国外支配株主等との関係が措置法令第39条の13第18項各号又は第39条の113第16項各号（特殊の関係の意義）のいずれに該当するかを記載し、これらの関係がこれらの項の第1号又は第2号の關係に該当する場合には、かつこの中にその判定に用いられた直接又は間接に保有される株式等の当該法人の発行済株式等のうちに占める割合を記載します。
- 7 「利付負債に係る平均負債残高27」には、利子の支払の基因となるものの負債（法人に係る国外支配株主等が第三者を通じて当該法人に対して供与したと認められる資金に係る負債を含み、措置法第66条の5第1項又は第68条の89第1項に規定する法人税の課税対象所得に含まれる利子に係る負債を除きます。）の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
- 8 「直接及び間接に保有される株式等の割合28」には、当期の終了の日において国外支配株主等が有する当該法人に係る措置法令第39条の13第10項又は第39条の113第9項（直接及び間接保有の株式等の意義）に規定する直接及び間接保有の株式等の当該法人の発行済株式等のうちに占める割合を記載します。
- 9 「当期中に支払う負債の利子の額29」には、当期において費用として計上される借入金の利息及び措置法令第39条の13第1項に規定する手形の割引料、社債発行差金等経済的な性質が利子に準ずるもの（国外支配株主等の措置法第66条の5第1項又は第68条の89第1項に規定する法人税の課税対象所得に含まれるものを除きます。）の金額を記載します。
- 10 措置法第66条の5の規定の適用を受ける法人が外国法人の場合にあっては、次により記載します。
 - (1) 「総資産の帳簿価額の平均残高2」、「総負債の帳簿価額の平均残高3」、「利付負債に係る平均負債残高27」及び「当期中に支払う負債の利子の額29」の各欄の総資産、総負債、利付負債及び負債の利子の額は、それぞれ当該外国法人の国内事業に係るものを記載します。
 - (2) 「資本等の金額又は連結個別資本等の金額5」は、当該外国法人の資本等の金額にその総資産の帳簿価額のうちに占める国内事業に係る資産の帳簿価額の割合を乗じて計算した金額を記載します。
 - (3) 「国外支配株主等の資本持分8」には、「自己資本の額6」の金額を移記します。この場合、「総利付負債に係る平均負債残高10」、「総利付負債・自己資本比率11」、「22」及び「直接及び間接に保有される株式等の割合28」の各欄の記載は要しません。
 - (4) 「損金不算入額23」は、「 $(18) \times \frac{(21)}{(19)}$ 」として計算した金額を記載します。